

オピニオン

論点

公的年金の財政検証

政府が5年に1度実施する。今回の検証は、物価や賃金の上昇率などが異なる四つの経済前提を設定。経済成長が現状に近い「過去30年投影ケース」では物価

上昇率を0.8%、実質賃金上昇率を0.5%などとした。平均年金額(月額)は2024年時点では男性が14万9000円、女性は9万3000円だが、59年には男性14万7000円、女性10万7000円と男女差が縮小するとした。

藤森 克彦

みずほリサーチ&テクノロジーズ主席研究員



ふじもり・かつひこ

国際基督教大学大学院修士課程修了。日本福祉大学福祉経営学部教授を兼務。専門は社会政策論。研究分野は、単身世帯、孤立、貧困、公的年金制度など。著書に「人生100年時代の年金制度」(共著、法律文化社)。

正規で働き続ける選択

今回の財政検証で明らかになったのは、若い女性の平均的な年金額は今の65歳女性の年金額よりも増える点です。具体的には、現在の65歳(1959年度生まれ)の平均年金額は9・3万円ですが、20歳女性(2004年度生まれ)が65歳になった時に受給する実質年金額は、過去30年の経済状況を投影したケースでも11・6万円、25%増になります。増える理由は、若い女性ほど働く人が増えて、厚生年金の加入期間が長くなるからです。現在の65歳女性では厚生年金加入期間が20年以上の人の比率は4割弱ですが、20歳女性では7割以上になると推計されています。現役期に働いて厚生年金加入期間を延ばすことは、年金

額にプラスの影響を与えます。

一方、現在の女性の働き方を巡っては、「年收の壁」が指摘されています。これは、主婦パートの年収が106万円を超えると、厚生年金の保険料負担が生じるため就労を抑えるというものです。

しかし、内閣府の調査によれば、出産後に退職した妻が38歳で再就職をする際に、「壁」を意識して年収106万円以内で働いて厚生年金に加入しなかった場合に比べ、「壁を超えて年収150万円以上で働き厚生年金に加入した場合では、生涯の年金所得が約800万円も増加します。厚生年金に加入すれば、目先の手取り収入の減少を大きく上回る給付を生きて得ることができるのです。こうしたことを

知ってもらう必要があります。

年金制度における重要課題は、短時間労働者への厚生年金の適用を一層進めていくことです。日本では90年代以降、非正規労働者が増えて貧困や格差が広がりました。その一因は社会保険にありま

す。厚生年金の保険料は事業主と労働者が折半で負担していますが、短時間労働者には厚生年金が適用されないのが、事業主は保険料負担なしで短時間労働者を雇うことができます。これが、短時間労働者の増加につながりました。

しかし、自営業者と違って、「勤め人」には定年があります。定年後の貧困を防ぐには、給付の手厚い厚生年金に加入することが必要です。短時間労働者も勤め人なの

で、厚生年金に加入できるようにすべきです。

適用拡大に対しては、これまで一部業界が反対していました。しかし、人手不足が追い風となって、保険料を払ってでも労働者を集めたいと考える企業が増えています。格差や貧困の原因を除くためにも、適用拡大を一層進める必要があります。

ところで、女性の働き方については、出産や子育て期に女性の就労率が下がる状況はほぼ解消しています。しかし、女性において正社員で働く人の比率をみると、20代後半をピークに低下していきま

す。女性が正社員として働き続けることを希望しても、その実現が難しい状況があります。

この背景には、男性が正社員として一家の稼ぎ主になり、女性が専業主婦あるいはパートとして家事・育児・介護を引き受けるという夫婦の役割分担が根深いことがあります。共働きが増えても、男性の家事・育児時間は非常に短く、労働時間は長い状況です。

今後、男女ともに、家事・育児をしながら働き続けられる社会にしていけることが重要です。それには、長時間労働をいとわない「男性稼ぎ主モデル」を前提にした働き方ではいけません。正社員の働き方を変えることが、夫婦二人が厚生年金に加入し続けられることにつながります。

一方、高齢期の貧困率をみると、女性は男性に比べて高い水準です。これは、現役期に低賃金や短期就労であった女性が多かったためだとみられます。公的年金の給付水準は現役期の働き方に影響されますから、現在の低年金問題を年金制度のなかで是正するのは難しい面があります。

高齢期に貧困に陥る人の中には、借家住まいで家賃負担に苦しむ人が少なくありません。これまで日本では持ち家政策が重視されてきましたが、借家住まいの人への公的支援は乏しい状況です。貧困に陥りがちな借家住まいの高齢者の救済に向けて、家賃補助制度を検討すべきだと考えています。